「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」 が策定されました

京都労働局 労働基準部 健康安全課

個人事業者等*1は労働者と同じ安全衛生水準を享受すべきであるという基本的な考え方のもと、個人事業者等、注文者等が、それぞれの立場での自主的な取組の実施を促す目的で、令和6年5月に「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が策定されました。

※1 個人事業者等:事業を行う者のうち労働者を使用しないものおよび中小企業の事業主または役員

※2 注文者等:個人事業者等に仕事を注文する注文者、または注文者ではないものの、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示・調整等を要するものについて必要な干渉を行う者



詳細は、厚生労働省ホームページ内

「個人事業者等の安全衛生対策について」をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

※ ガイドライン全文、Q&A、健康管理を実施するための国の支援ツール等が掲載されています。

雇用契約を締結せず、**形式的には個人事業者等として請負契約や準委任契約などの契約で仕事をする場合であっても、個々の働き方の実態に基づいて、労働基準法上の「労働者」であるかどうかが判断**されます。

「労働者」に該当すると判断された場合には、このガイドラインによらず、「労働者」 として労働安全衛生法等の労働関係法令が適用されることにご留意ください。

ガイドラインとは別に、一人親方等や同じ場所で作業を行う 労働者以外の人に対する保護措置の義務(設備稼働等の配慮、 保護具使用の必要がある旨の周知、立入禁止、退避など)が、 有害な作業について令和5年4月から施行され、危険な作業に ついても令和7年4月から施行されますのでご留意願います。

【リーフレット等(PDFデータ)】 令和5年4月施行 令和7年4月施行





個人事業者等の健康管理の基本的な考え方

① 個人事業者等

個人事業者等として事業を行う上では、自らの心身の健康に配慮することが重要です。各種支援を活用し、自ら健康管理を行いましょう。

② 注文者等

注文を受けて仕事を行う場合、注文者等による注文条件等が個人事業者等の心身の健康に影響を及ぼす可能性があります。個人事業者等が健康を適切に管理するためには、注文者等が必要な措置を講じることも重要です。

また、個人事業者等が健康に就業することは、当該個人事業者等と継続的に業務を行う注文者等にとっては、事業継続の観点からも望ましいです。

③ 業種・職種別団体や仲介業者等

個人事業者等や注文者等の取り組みを広く定着させていくため、団体等には、個人事業者等および注文者等がこれらの取り組みを円滑に実施することができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。

健康管理のために実施する事項

① 個人事業者等が自身で実施する事項

各種支援を活用しながら、以下の事項を実施してください。

- 健康管理に関する意識の向上
- 危険有害業務による健康障害リスクの理解
- 定期的な健康診断の受診による健康管理
- 長時間の就業による健康障害の防止
- メンタルヘルス不調の予防
- 腰痛の防止
- 情報機器作業における労働衛生管理
- 適切な作業環境の確保・注文者等が実施する健康障害防止措置へ の協力

② 注文者等が実施する事項

以下の事項を実施してください。

- 長時間の就業による健康障害の防止
- 注文条件等の配慮、注文条件等により長時間就業となり疲労が蓄積した個人事業者から求めがあった場合における、医師の面談機会の提供
- メンタルヘルス不調の予防
- 安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の 提供等
- 健康診断の受診に要する費用の配慮
- 作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

注文者等は、個人事業者等がこれらの事項の実施を要請したことを理由として、個人事業者に対する不利益な取り扱いをしてはいけません。

③ 団体等に期待される取組

以下のような取組の実施が期待されます。

- 個人事業者等及び注文者等が行う取組に必要な支援
 - 周知及び実施促進
 - ・ 個人事業者等に対する情報提供 心身に配慮した働き方、生活習慣の改善に関する情報 業務による健康障害リスク、健康障害防止に必要な対策に関する情報 安全衛生教育を行っている教習機関、健康診断実施機関に関する情報
 - 個人事業者等を対象とした安全衛生教育の実施
 - メンタルヘルスを含む健康相談の対応
 - ・ それぞれの業種・職種の実情や商慣習に応じた具体的内容や追加事項を示した業種・職種別ガイドラインの策定

なお、ガイドラインの考え方について、Q&Aが示されていますので、 ご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/001257622.pdf



